保存版　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和6年4月改定

年度更新手続きのしおり

（一人親方等・特定作業従事者団体用）

岩手労働局総務部労働保険徴収室

目　　次

|  |  |
| --- | --- |
| １．提出書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| ２．一人親方名簿の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| ３．給付基礎日額変更申請書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| ４．特別加入保険料の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| 第二種特別加入保険料率表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
| 特別加入保険料算定基礎額表（月割早見表）・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| ５．「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」の作成・・・・・・・・・ | 8 |
| ６．確定保険料の申告及び納付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 9 |
| ７．概算保険料の申告及び納付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 10 |
| ８．「保険料申告書内訳」の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 10 |
|  |  |

|  |
| --- |
| １　提出書類について |

一人親方等団体の特別加入者の労働保険年度更新手続きに係る関係書類の提出先及び提出期限等は以下のとおりです。

関係書類については、期限までに提出されないと給付基礎日額の変更承認が受けられない場合や、保険給付が受けられない場合がありますので、提出期限は厳守願います。

なお、労働保険事務組合に事務を委託している場合は、労働保険事務組合を通じて手続きをすることになりますので、事務を委託している労働保険事務組合にご確認ください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 書類名 | 作成部数 | 提出部数 | 提出先 | 提出期限 |
| ①労働保険概算・確定保険料　申告書 | 1部 | 1部 | 金融機関（同時納付の場合のみ）所轄労働基準監督署又は労働保険徴収室 | 7月10日 |
| ②特例加入保険料算定基礎額　特例計算対象者内訳　（別紙様式第1号） | 2部 | 1部 | 所轄労働基準監督署又は労働保険徴収室 | 7月10日 |
| ③保険料申告書内訳 | 労働保険事務組合に委託している団体のみ |
| ④一人親方等名簿 | 3部 | 2部 | 所轄労働基準監督署 | 7月10日 |
| ⑤給付基礎日額変更申請書　（特様式第2号） | 2部 | 1部 | 所轄労働基準監督署 | 7月10日 |
| ※　提出期限については、7月10日が土・日曜日の場合、翌月曜日（7月11日又は7月12日）となります。 |

　上記①から④まで及び「特別加入に関する変更届」等は厚生労働省又は岩手労働局のホームページからダウンロードすることができます。

|  |
| --- |
| ２　一人親方名簿の作成 |

一人親方名簿は、前年度から引き続き新年度も加入する者及び新年度から新たに特別加入する者をまとめて、4月1日時点において特別加入している人の名簿を作成します。

※作成上の留意点

　①　一人親方名簿の整理番号は再度使用することなく、脱退した者の整理番号は欠番とし、新たに加入した者の整理番号新規の番号を付与して作成してください。

　②　一人親方名簿の表紙下欄に記載してある「注意」をよくお読みください。

　③　一人の親方名簿の「希望する給付基礎日額」欄については、新年度の給付基礎日額を記載してください。





|  |
| --- |
| ３　給付基礎日額変更申請書の作成 |

既に承認を受けた給付基礎日額について、変更の希望がある場合には、以下の期間中に「給付基礎日額変更申請書」（特様式第2号）の提出が必要となります。

当該期間中以外での変更申請は認められませんのでご注意ください。

　①　前年度の3月2日から3月31日の間

　②　年度更新期間（6月1日から7月10日の間）

　注１：②の期間での申請の場合、変更を希望した特別加入者が4月1日から「給付基礎日額変更申請書」を行政が受付した日までに災害が発生した場合は、その特別加入者の給付基礎日額変更は認められませんのでご注意ください。

　注２：①の期間に給付基礎日額変更の申請をした特別加入者が②の期間中に再度給付基礎日額の変更申請をすることはできません。

　なお、一人親方名簿の「希望する給付基礎日額」に変更後の給付基礎日額を記載するのみでは給付基礎日額の変更は認められません。必ず「給付基礎日額変更申請書」を提出してください。

　また、給付基礎日額は、保険料の算定基礎となるばかりでなく、万が一保険給付を受ける事態が発生した場合の保険給付額の基礎となるものです。

　給付基礎日額は、特別加入者の所得水準に応じた適正な額を申請することとされており、所得水準の調査を行った結果、所得水準と比較して著しく低水準又は高水準な額で申請していると判断される場合には、適正と認められる額に決定することとなりますので、給付基礎日額は適正な額で申請されますようご留意願います。

|  |  |
| --- | --- |
| ４　特別加入保険料の算定 |  |

（１）特別加入保険料の基本的な考え方

　既に承認を受けた給付基礎日額により算定される保険料算定基礎額（「特別加入保険料算定基礎額表」（7頁）を参照。）に、第二種特別加入保険料率（「特別加入保険料率表」（6頁）を参照。）を乗じて得た額が年間の特別加入保険料となります。

＜計算例＞

建設の事業（保険料率1000分の17）の特別加入者で、承認を受けた給付基礎日額が12,000円の場合（加入月数12か月）。

　保険料基礎額　4,380,000円

　4,380,000円×17/1000＝74,460円…特別加入保険料

（２）特別加入保険料の特例計算（月割計算）の考え方

年度途中で新たに特別加入した者及び特別加入者でなくなった者で、届出により承認を受けた者の保険料については、特例として特別加入期間の月数に応じた特例計算（月割計算）が認められています。

　特例計算（月割計算）の方法は次のとおりです。

　①　保険料算定基礎額を12で除します。なお、円未満の端数がある場合は、これを1円に切り上げます。（「特別加入保険料算定基礎額表」中の「１か月あたりの保険料算定基礎額」を参照。）

　②　①で得た額に加入月数（１か月未満の期間がある場合は、これを１か月に切り上げます。）

　③　②で得た額（千円未満は切り捨て。）に、第二種特別加入保険料率を乗じます。これにより得た額が、特例計算（月割計算）保険料となります。

＜計算例＞

建設の事業（保険料率1000分の17）の特別加入者で、承認を受けた給付基礎日額が14,000円の場合であって、年度途中（10月16日）で脱退した場合の特別加入保険料。

　保険料基礎額　5,110,000円

1. 5,110,000円÷12か月＝425,833.33…＝425,834（円未満切り上げ）

②425,834×7か月＝2,980,838円

　　　　　　　　→2,980,000円（千円未満切り捨て）

③2,980,000円×17/1000＝50,660円…特別加入保険料

（３）特別加入者が複数いる場合の保険料の計算のしかた

　特別加入者が複数いる場合の保険料については、特別加入者それぞれの保険料算定基礎額を合計し、この合計の千円未満の端数を切り捨てた額に第二種特別加入保険料率を乗じて得た額となります。

＜計算例＞

建設の事業（保険料率1000分の17）に係る、下記の特別加入者3名の特別加入保険料。

　Ａさん：1年間を通じて特別加入（給付基礎日額16,000円）

　Ｂさん：10月31日に脱退（給付基礎日額14,000円）

　Ｃさん：11月1日から新規加入（給付基礎日額10,000円）

(1)　各人の保険料算定基礎額を算出します。

　　Ａさん：5,840,000円…①

　　Ｂさん：2,980,838円（(5,110,000円÷12)×7か月）…②

　　Ｃさん：1,520,835円（(3,650,000円÷12)×5か月）…③

(2)　上記3名の保険料算定基礎額を合計します。

　　①＋②＋③＝10,341,673円

(3)　上記合計額の千円未満を切り捨てた額に第二種特別加入保険料率を乗じて得た額が特別加入保険料となります。

　　10,341,000円×17/1000＝175,797円





|  |
| --- |
| ５　「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」の作成 |

　前記４の（２）により、４月１日から３月３１日までの年度途中で新たに特別加入した者及び特別加入者でなくなった者については、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」（別紙様式第1号）を作成しなければなりません。

　この様式は、労働保険概算・確定保険料申告書に添付して所轄労働基準監督署又は労働保険徴収室に提出（郵送可）してください。

|  |
| --- |
| ６　確定保険料の申告及び納付 |

　確定保険料は、前年度（4月1日から翌3月31日まで）の期間中に継続して加入していた者、年度途中で新規加入した者及び年度途中で特別加入者でなくなった者に係る保険料を計算して、前年度に納付された概算保険料を精算するものです。

　精算の結果、前年度に納付された概算保険料より確定保険料が多い場合には、その差額を（新年度保険料と合わせて）納付することになります。また、納付された概算保険料より確定保険料が少ない場合には、その差額を新年度概算保険料に充当するか、還付することになります。

　保険料の計算方法については、前記４を参照してください。



|  |
| --- |
| ７　概算保険料の申告及び納付 |

　概算保険料は、引き続き継続して特別加入する者及び新たに特別加入する者に係る保険料を計算して、納付するものです。

　概算保険料が20万円以上になった場合には、3回に分割して納付が認められています。これを「保険料の延納」といいます。保険料の延納を希望する場合には、「労働保険概算・確定保険料申告書」の「⑰延納の申請」欄に『３』を記入の上、「期別納付額」欄の第1期から第3期の納付額を計算して記入してください。

　概算保険料が20万円未満の場合には、保険料の延納は認められませんので一括して納付することになりますが、労働保険事務組合に事務処理を委託している一人親方等団体については、概算保険料が20万円未満であっても保険料の延納が認められています。

|  |
| --- |
| ８　「保険料申告書内訳」の作成 |

（一人親方等団体から事務処理の委託を受けている労働保険事務組合のみ）

　「保険料申告書内訳」（組様式第6号（乙））は、労働保険概算・確定保険料

申告書に記載する申告額の内訳を記入するものです。

　労働保険事務組合が作成し、前記５と同様、労働保険概算・確定保険料申告

書に添付して提出することになります。



※　職業適応訓練、委託訓練に係る特別加入団体にあっては、「賃金総額内訳書」

及び「特別加入者名簿」を労働保険概算・確定保険料申告書に添付してください。